

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課

水産課

法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律	法令番号	昭和25年法律第137号	
手続名	危険防止に必要な施設設置命令	根拠条項	第39条の2第2項	
処分基準	<p>第39条の2第2項の規定による命令については、当該処分の名宛人が所有又は占用する土地、竹木又は工作物が、土地の欠壊、土砂又は汚水の放流等により、漁港の保全が維持できなくなる場合において、危害防止の取組状況、危害のおそれの判然性、緊急性、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。</p>			
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 農林事務所	交付機関 農林事務所